

資料4

令和8年御殿場市議会9月定例会議案資料 (新旧対照表)

件 名	頁
議案第39号関係資料	1

御 殿 場 市

議案第 39 号関係資料

御殿場市火入れに関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(火入れの中止) 第 15 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、次の各号のいずれかに該当したときは、火入れを行ってはならない。 (1) 強風注意報及び暴風警報が発表されたとき。 (2) 火災警報が発表されたとき。 2 【略】 3 第 1 項に規定する強風注意報及び暴風警報については、静岡地方気象台の発表する御殿場市の気象状況によるものとし、<u>火災警報</u>については、御殿場市・小山町広域行政組合管理者が発表するものによるものとする。	(火入れの中止) 第 15 条 【略】 (1) <u>、暴風警報及び乾燥注意報</u> (2) <u>林野火災注意報、林野火災警報及び火災警報</u> 2 3 <u>、暴風警報及び乾燥注意報</u> <u>林野火災注意報、林野火災警報及び火災警報</u> 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

